

入札説明書

「岩手県ツキノワグマ出没情報共有システム構築及び運用保守業務」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この一般競争入札に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 調達内容（公告1）

- (1) 業務件名及び数量 岩手県ツキノワグマ出没情報共有システム構築及び運用保守業務 一式
- (2) 履行期限 契約締結の日から令和8年3月31日
- (3) 業務の仕様その他の明細 岩手県ツキノワグマ出没情報共有システム構築及び運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒020-8570
岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県環境生活部自然保護課ツキノワグマ緊急対策チーム
電話 019-629-5391（直通）
インターネットメールアドレス FA0031@pref.iwate.jp

3 入札参加資格（公告2）

- (1) 個人又は法人は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号及び第2号並びに第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ウ この公告の日から落札決定の日まで間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限を受けていないこと。
 - エ この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - オ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
 - カ 過去3年以内に国や地方公共団体の委託を受けて、野生動物の出没情報システムの構築や保守運用に係る事業を受託し、これを誠実に履行した実績を持つ者であること。

4 入札参加表明及び入札参加資格確認

- (1) 入札参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加者は、仕様審査等に必要な書類として、次の書類を令和8年1月13日（火）午後5

時までに、2の場所に1部提出しなければならない。なお、郵便等での送付による提出も認めるが、当該日時までの必着とする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 導入実績等調書（様式第2号）

過去3年以内に国や地方公共団体の委託を受けて、野生動物の出没情報システムの構築や保守運用に係る事業を受託した実績を記載し提出すること。

ウ 定款の写し

(3) (2)の書類を提出した者は、入札日の前日までの間において当該提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格審査結果は、入札参加資格確認申請書に記載された担当者にインターネットメールアドレスへの送信により通知する。

(5) (2)の書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(6) 入札参加資格がある旨の通知後に、通知を受けた者が下記のいずれかに該当する場合には、本件の入札参加資格を喪失するものとする。

ア 3で示す入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ (2)で示す提出書類一式に、虚偽の記載があったとき。

(7) 入札参加の辞退

入札参加を辞退する場合は、入札参加辞退届（様式第3号）を2の場所に提出すること。

5 入札説明書等の閲覧方法

入札説明書、契約書（案）仕様書は、下記ホームページよりダウンロードすることができる。

岩手県HPトップページの「各種手続」欄の「入札・コンペ・公募情報」

⇒ IT関連入札 ⇒ IT関連入札情報

⇒ 【入札公告】岩手県ツキノワグマ出没情報共有システム構築及び運用保守業務委託

6 委託業務の内容に係る説明

説明は行わない。

7 仕様書等に対する質問

(1) 4で入札参加資格がある旨を通知された者は、仕様書等に対する質問がある場合、次により提出すること。ただし、一般的事項に関しては隨時、電話又は口頭により照会して差し支えない。

ア 提出期間 令和8年1月8日（木）午後5時まで

イ 提出場所 2の場所

ウ 提出方法 質問票（様式第4号）により、原則として、2に指定するインターネットメールアドレスへの電送により提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参、郵送による提出を認めるものとする。質問票のファイルは5のホームページで提供する。

なお、電送時における件名は下記のとおりとする。

件名 【岩手県ツキノワグマ出没情報共有システム 入札・質問】〇〇〇について

(2) (1)の質問については、原則として、令和8年1月9日（金）までに回答する。

(3) (2)の回答は、岩手県のホームページにて行う。

岩手県HPトップページの「各種手続」欄の「入札・コンペ・公募情報」

⇒ IT関連入札 ⇒ IT関連入札情報

8 入札手続き

- (1) 1(1)について総価で入札に付す。落札決定に当たっては、入札書（様式第5号）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書を直接提出する場合は、9(1)の日時に9(2)の場所に持参すること。
- (3) 入札書を郵便（書留郵便に限る。以下同じ。）により提出する場合は、入札日の前日までに2の場所に必着のこと。
- また、入札書を郵便により提出する場合は、封書は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。
- ア 商号又は名称
イ 「1月15日入札 岩手県ツキノワグマ出没情報共有システム構築及び運用保守業務一式の入札書 在中」
- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加希望者の印を押印しなければならない。
- また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状（様式第6号）を提出しなければならない。
- (6) 入札手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年1月15日（木）午後4時
(2) 場所 岩手県庁 11階会議室B

10 入札保証金

- (1) 入札参加者が、本県の令和6・7・8年度情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格者の場合は免除する。
- (2) 入札参加者が上記に該当しない場合は、入札執行の当日までに、入札参加者の見積もる入札金額の100分の3以上の額を岩手県庁舎1階出納局会計課に納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加希望者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。
- (4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

11 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
(2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
(3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
(4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
(5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札執行職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

12 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に關係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13 開札に関する事項

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (2) 開札に関する留意事項
 - ア 入札参加者は、代理人をして出席させる場合においては、開札場に入場する際に受付に委任状を提出しなければならない。
 - イ 入札参加者又はその代理人は、開札場に入場する際に受付に名刺を提出すること。
 - ウ 開札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
 - エ 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
 - オ 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を開札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめがある。

14 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。
- (2) 代理人に再度入札に関する行為をさせようとする入札参加者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。ただし、8(5)で予め委任状を提出している場合は、再度の提出を要しない。
- (3) 再度入札執行回数は2回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。
- (4) 開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。

15 落札決定の取消し

- 下記のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消すことがある。
- (1) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないとき
 - (2) 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
 - 落札後、落札者に内訳書を記載させることがある。この場合において、内訳金額が落札額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合で、落札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

16 契約に関する事項

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - イ 落札者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

17 その他

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方がこの一般競争入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 提出された書類は、返還しない。
- (3) 提出された書類は、この一般競争入札に係る審査等で使用する場合を除き、提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された書類を、この一般競争入札に係る審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。
- (5) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合がある。
- (6) 本業務の受託者は、今後発注される、本業務委託に関連する業務や機器等の購入等において、契約業者となることを保証するものではない。

令和 年 月 日

岩手県知事様

住 所

名 称

代表者名

印

一般競争入札参加資格確認申請書

令和7年12月 日付けで公告のありました下記の業務の委託に係る一般競争入札参加について、関係書類を添えて参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと、並びにこの申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務件名 岩手県ツキノワグマ出没情報共有システム構築及び運用保守業務

2 添付書類

(1) 導入実績等調書 (様式第2号)

(2) 定款の写し

本手続に係る担当者

所 属

担当者名

電 話

F A X

E-mail

導入実績等調書

	発注者名	調達件名	導入期間	運用開始年月	内容・特徴 (簡潔に)
1			年 月 から 年 月 まで	年 月 運用開始	
2			年 月 から 年 月 まで	年 月 運用開始	
3			年 月 から 年 月 まで	年 月 運用開始	
4			年 月 から 年 月 まで	年 月 運用開始	
5			年 月 から 年 月 まで	年 月 運用開始	

【記入上の注意事項】

- 過去3年以内に国や地方公共団体の委託を受けて、野生動物の出没情報システムの構築や保守運用に係る事業を受託した実績を記載し提出すること。
- 共同企業体の代表者の実績を記載すること。非代表者である構成員の実績は記載しないこと。
- 契約の守秘義務がある場合は、公開できる範囲で記載すること。(例:人口〇千人の都道府県、政令指定都市など)
- 上記実績が確認できる書類を添付すること。契約の守秘義務がある場合は、公開できる範囲で提出すること。

令和 年 月 日

岩手県知事様

住 所

名 称

代表者名

印

入札参加辞退届

岩手県ツキノワグマ出没情報共有システム構築及び運用保守業務に係る入札について、都合により辞退します。

岩手県ツキノワグマ出没情報共有システム構築及び運用保守業務 質問票

質問年月日	質問者 及び 連絡先	会社名	
		担当者	
		電話番号	
		FAX	
回答年月日		e-mail	
(資料名・ページ等)			
(質問内容)			

入札書

令和 年 月 日

岩手県知事様

住 所

名 称

代表者名

印

(上記代理人 代理人氏名)

(印)

金 円

注1) 金額を訂正しないこと。

注2) 金額は、契約希望金額の110分の100に相当する額とすること。

(いわゆる税抜き価格)

件名 岩手県ツキノワグマ出没情報共有システム構築及び運用保守業務 一式

委任状

令和 年 月 日

岩手県知事様

住所
名称
代表者名

印

私は、下記の者を代理人として、次の権限を委任します。

入札件名 岩手県ツキノワグマ出没情報共有システム構築及び運用保守業務

記

受任者
使用印

1 受任者 氏名

2 委任事項

- (1) 入札及び見積に関すること
- (2) 保証金の納入に関すること
- (3) 上記に附帯する一切の権限

3 委任期間

令和 年 月 日